

## 児童扶養手当について

### 《児童扶養手当とは》

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育しているひとり親家庭の母または父等に支給される手当です。

### 《支給対象となる児童》

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 父または母が死亡した児童
- 3 父または母が一定の障害の状態にある児童
- 4 父または母の生死が明らかでない児童
- 5 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 6 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 7 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 8 7に該当するかどうか明らかでない児童（孤児等）
- 9 父または母が母又は父の申立により保護命令をうけている児童

### 《児童扶養手当の支給月と支給方法》

原則、申請した月の翌月分から、5月(3～4月分)・7月(5～6月分)・9月(7～8月分)・11月(9～10月分)・1月(11～12月分)・3月(1～2月分)の隔月11日に、指定された口座へ振り込みます。

### 《児童扶養手当の支給額（月額）》

受給者等の所得が一定額以上ある場合、手当の一部又は全部が支給停止となります。

	全部支給	一部支給
本体額(第1子)	45,500円	45,490円～10,740円
第2子加算額	10,750円	10,740円～5,380円
第3子以降加算額	6,450円	6,440円～3,230円

### 《所得限度額》

所得税法上の扶養親族等の数	本人（受給者）		孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の限度額
	全部支給の限度額	一部支給の限度額	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

【所得審査基準年】

1月～6月の申請：前々年中の所得

7月～9月の申請：前々年中及び前年中の所得

10月～12月の申請：前年中の所得

## 《所得額及び所得限度額の算出方法》

### 1 所得額の算出方法

- (1) 所得金額から、社会保険料等相当額として一律 8 万円を控除します。
- (2) 受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の 8 割相当額を算入した所得額と表側の表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定します。

### 2 所得限度額の算出方法

- (1) 所得税法に規定する 70 歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある場合は、上記の表の額に次の額を加算した額が各限度額となります。
  - ア 本人
    - (ア) 70 歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 10 万円
    - (イ) 特定扶養親族並びに 16 歳以上 19 歳未満の所得税法に定める控除対象扶養親族 1 人につき 15 万円
  - イ 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者、
    - (ア) 老人扶養親族 1 人につき 6 万円
- (2) 扶養親族が 6 人以上の場合、1 人につき 38 万円を加算した額が各限度額となります。
- (3) 養育者のうち、現に婚姻しておらず、所得金額等の要件を満たしている場合は、寡婦控除もしくはひとり親控除の適用があったものとみなします。

## 《児童扶養手当の一部支給額の算出方法》

一部支給額は、次により算出し、所得に応じて 10 円きざみの額となります。

$$\text{本体額} = 45,490 \text{ 円} - (\text{受給者の所得額} - \text{全部支給限度額}) \times 0.0243007$$

$$\text{第2子} = 10,740 \text{ 円} - (\text{受給者の所得額} - \text{全部支給限度額}) \times 0.0037483$$

$$\text{第3子以降} = 6,440 \text{ 円} - \underbrace{(\text{受給者の所得額} - \text{全部支給限度額}) \times 0.0022448}_{\text{10 円未満は四捨五入}}$$

## 《児童扶養手当と公的年金との併給》

公的年金受給額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分を併給することができます。

なお、児童扶養手当受給者が、新たに公的年金を受給する場合は、届出が必要です。(届出が遅れた場合は、児童扶養手当の返還義務が生じることがあります。)

## 《児童扶養手当の一部支給停止措置》

児童扶養手当の受給開始後 5 年を経過し、障害や疾病等により、就労が困難な事情がないにもかかわらず、その意欲が見られない場合は、手当額が 2 分の 1 に減額されます。

該当者には、就労状況を確認するための書類を送付しますので、期限までに提出してください。なお、期限までに提出がない場合は、手当額を減額しますのでご注意ください。

## 《現況届の提出》

児童扶養手当の受給者は、毎年 8 月中に現況届を提出することとなります。(届け出に必要な書類は、7 月末までに郵送します。)

なお、全部停止(手当額 0 円)と認定された方についても提出が必要です。

## 《事実婚による資格喪失について》

受給者が親族以外の異性と同居となったときや継続的な生計補助を受けるようになったときは事実婚状態と認定され、手当の受給資格は喪失となりますので遅滞なく申し出てください。

必要な届出が遅れると、過去に支給した手当を返還いただく場合があります。

# 児童扶養手当の申請にあたって

児童扶養手当を申請するにあたり、特に注意いただきたい事項を記載してい

ますので、申請書を記入する前に、この説明書をお読みください。

## 児童扶養手当の趣旨

- 児童扶養手当は、離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。この手当は、国民の税金をもとに支給していますので、手当の申請、受給は正しく行う必要があります。

## 父親又は母親からの養育費の所得算入と児童扶養手当の額について

- 離婚をしても、別れた父親又は母親の児童に対する扶養義務がなくなるわけではなく、父親又は母親は、児童を扶養するための養育費を支払う義務があります。  
児童の父親又は母親からの養育費は、所得として算入しますので、養育費の有無を確認するために、「**養育費等に関する申告書**」を申請時に提出していただきます。  
なお、養育費を受けている場合は、その分だけ家計の収入が増えることから、児童扶養手当が減額または全額停止になる場合があります。  
また、児童扶養手当の支給額は、所得額に応じて、10円単位で細分化されています。

## 適正な支給のための調査について

- 児童扶養手当を受給することとなった場合は、児童扶養手当法第28条に基づき、毎年現況届及び必要書類を提出していただきます。  
しかし、当該書類だけでは児童扶養手当を適正に支給するための確認が取れない場合は、児童扶養手当法第29条に基づき、受給資格の有無（例：同居している方や生計を維持している方の有無の調査）、収入の状況など別途調査することがあります。  
その際、様々な質問を行うことや、他の書類の提出（住居の賃貸借契約書の写し、預金通帳の確認）を求めるなど、受給者のプライバシーに触れることがありますが、調査結果の秘密は厳守しますので、ご協力いただきますようお願いします。

## 注意事項

- 上記の調査に応じていただけない場合は、児童扶養手当法第14条に基づき、手当額の全部又は一部を支給しないことがあります。
- 必要な書類を提出していただけない場合は、児童扶養手当法第15条に基づき、手当の支払を差し止めることがあります。
- 偽りの申告などの不正な手段で手当を受給した場合は、児童扶養手当法に基づいて次のような措置を行うことがあります。
  - 1 支給した児童扶養手当をさかのぼって返還していただくことがあります。（児童扶養手当法第23条）
  - 2 3年以下の懲役、又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。（児童扶養手当法第35条）

## 児童扶養手当申請手続上の必要書類等

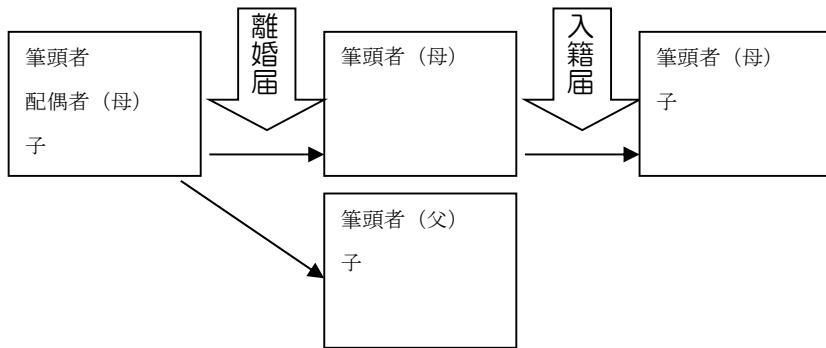
1 認定請求書（原則、2以下の書類が全て揃ってからの記入になります。）

2 戸籍謄本（発行されてから1ヶ月以内のもの）《原本》

◎ 父又は母のもの（本籍地： 市区町村 へ請求）

※離婚の場合は「離婚」の記載があるもの

◎ 対象児童のもの（本籍地： 市区町村 へ請求）



3 預金通帳（申請者本人名義のもの）

4 年金手帳（年金番号がわかるもの）

5 保険証（申請者本人及び対象児童のもの）

※原則、元配偶者の扶養から外れた保険証であること

6 賃貸借契約書など（原則、申請者本人名義のもの）

※住居が賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し。

※持家の場合は、契約書や固定資産税の通知書（納税義務者、土地、家屋等の記載頁）の写し。

7 光熱水費の領収書（申請者本人名義のもの）

※賃貸の連帯保証人、または、持家の名義人が「元夫」や「知人（異性）」の場合など

8 所得申告

〈 年度 年分〉 ( 年1月1日現在の住所地での申告が必要です)

9 その他